

令和3年9月30日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

国内誘客促進強化事業（道外プロモーション）他県連携相互送客促進事業に係る
「道外地方空港所在地域から道内への旅行商品造成支援事業」の募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、道外地方空港の所在地域から道内への旅行商品造成を行う旅行会社と連携し、大都市圏とは異なる道外各地の特性を踏まえたうえで、道内に散らばる魅力的な観光コンテンツを広く知らしめ、入込客数の増大・観光消費額の拡大に繋がる旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する事業を実施します。

つきましては、下記のとおり募集することといたしましたので、ご案内申し上げます

記

1. 事業名

令和3年度国内誘客促進強化事業（道外プロモーション）他県連携相互送客促進事業
「道外地方空港所在地域から道内への旅行商品造成支援事業」

2. 期 間

令和3年10月～令和4年2月末

3. 内 容

別紙「企画提案指示書」を参照

4. 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 当事業への参加表明 | 令和3年10月15日（金）12時まで |
| (2) 企画提案書の提出 | 令和3年10月25日（月）12時まで |
| (3) 審査会の実施 | 令和3年10月27日（水）予定 |
| (4) 助成事業の決定 | 令和3年10月27日（水）以降の予定 |

5. 事業説明会について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、本事業に関する事業説明会を実施しないこととします。事業内容に関する質問を令和3年10月15日（金）12時まで、eメールまたはFAXで受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、10月15日（金）以降、速やかに通知します。

6. 問合せ先

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
伴 久 e-mail：h_ban@visithkd.or.jp
菊地具也 e-mail：to_kikuchi@visithkd.or.jp@visithkd.or.jp

以 上

国内誘客促進強化事業（道外プロモーション） 他県連携相互送客促進事業
「道外地方空港所在地域から道内への旅行商品造成支援事業」募集要項

1. 目的

道外地方空港の所在地域から道内への旅行商品造成を行う旅行会社と連携し、大都市圏とは異なる道外各地の特性を踏まえたうえで、道内に散らばる魅力的な観光コンテンツを広く知らしめ、入込客数の増大・観光消費額の拡大に繋がる旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する。

2. 助成対象者

応募する旅行会社は、次の要件を満たしていること。

①道外地方空港の所在県（※）に存する旅行会社（代理店含む、支社等含む）

※新潟県（新潟空港）、富山県（富山空港）、石川県（小松空港）、長野県（松本空港）、静岡県（静岡空港）、茨城県（茨城空港）、広島県（広島空港）、福岡県（福岡空港）、香川県（高松空港）、熊本県（阿蘇くまもと空港）、沖縄県（那覇空港）

② 第1種旅行業または第2種旅行業を登録していること。

③ 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。

④ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3. 対象旅行商品

旅行商品の募集条件・助成額は、以下の内容とする。

(1) 全発地共通事項

① 対象出発日：令和3年11月8日（月）～令和4年2月28日（月）

② 対象広告掲載日：採択後～令和4年2月28日（月）

③ 札幌中心部以外の観光素材がひとつ以上組み込まれていること。

④ 交通機関と宿泊のみ組み合わせたスケルトンタイプの商品は対象外とする。

⑤ 北海道観光振興機構の旅行会社向け北海道観光情報サイト「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>)の観光素材が含まれていること。

⑥ 商品造成にあたっては、「写真」、「アドベンチャートラベル(AT)」、「温泉」、「北海道・北東北縄文遺跡群」、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」、「世界自然遺産知床」を意識すること。

⑦ 対象旅行商品には、「HOKKAIDO LOVE!」のロゴ、および「協賛：(公社)北海道観光振興機構」を表示すること。

⑧ 北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」、「GoodDay北海道 LINE公式アカウント」QR

コードの表示に努めること。

- ⑨ クレジット表記等の確認のため、広告掲載前に広告原稿を提出すること。
- ⑩ 対象旅行商品の送客実績を出発日翌月 4 日までに報告すること。
- ⑪ 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインを遵守し、企画・催行すること。
- ⑫ 出発地および北海道において他地域との往来自粛要請が出されている期間の広告宣伝については、助成の対象外とする。
- ⑬ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、当助成事業の全部または一部を中止する場合がある。
- ⑭ 国、各都道府県、各市町村の補助金や助成金を受けているものは助成の対象外とする。

(2) 対象経費及び金額

新聞等に広告掲載する費用（税抜）の 2 分の 1 以内の助成とし 1 件あたり 300 千円を上限とする。

(3) 道外地方空港の所在県発 エスコート商品

- ① 商品内容：11～2 月に道外地方空港を出発する募集型企画旅行で、北海道内を 3 泊 4 日以上で周遊する商品。
- ② 助成対象：当該商品を新聞に広告掲載する費用（税抜）の 2 分の 1 以内を助成する。
他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。
当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。
- ③ 助成額：申請は各県毎 1 事業者 1 商品までとし、1 商品につき最大 300 千円（税込）を助成する。応募多数の場合は審査会の審査をもって助成額を按分する。

4. 参加表明

本事業への参加は、下記アドレスの参加表明フォームからお申込みください。

- (1) 表明期限：令和 3 年 10 月 15 日（金）12 時まで
- (2) 参加表明フォーム：<https://form.run/@ryokou-sanka>

5. 公募申請提案に必要な書類

- (1) 提出物：① 助成金交付申請書（様式第 1 号）
② 企画提案書 兼 報告書（様式第 2 号）
③ 過去 3 年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの（最も実績があった年度のもの 1 点）
- (2) 提出期限：令和 3 年 10 月 25 日（月）12 時まで

※各提出物は専用フォームからお送りください。

専用フォームのアドレスは参加表明後にお知らせします。

※代表印をご捺印いただく助成金交付申請書（様式第 1 号）のみ別途郵送してください。

6. 選定方法

(1) 選定方法

当機構が設置した審査会において書類審査を行い選定する。

(2) 選定基準

- ① 本事項に示した条件を満たした旅行商品となっているのか。
- ② 観光客にとって魅力のあるコンテンツを有する旅行商品となっているか。
- ③ 旅行会社向け北海道観光情報サイト「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」 (<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>) に掲載のコンテンツを活用しているか。
- ④ 過去実績と比較し、適切な送客目標数となっているか。
- ⑤ 申請額に妥当性があるか。
- ⑥ 費用対効果が高い提案となっているか。

7. 採択通知

審査後、令和3年10月29日（金）までに助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

8. 企画内容の変更及び中止

軽微な変更が生じた場合、助成金変更申請書（様式第4号）を提出すること。なお、企画内容が当初の申請から大幅に変わる場合は助成対象としない。

また、企画中止の場合、速やかに連絡すること。その場合、追加募集する場合がある。

9. 実績報告及び請求書等

対象ツアー催行後1ヶ月以内もしくは令和4年2月18日（金）のいずれか早い日までに、結果と成果について、以下の書類を提出すること。2月の確定実績、および2月19日（土）以降に2月28日（月）までに出発する商品を広告掲載した場合、3月4日（金）までに追加報告すること。

(1) 助成金実績報告書（様式第5号）

(2) 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）

※ 販売中止、催行中止となった場合でも、提出すること。

(3) 証憑書類（広告代理店等から旅行会社への請求書写し等）

(4) 成果物（当該商品が広告掲載された新聞をプリントアウトしたもの等）

(5) 広告換算額

(6) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類

※ お客様属性、効果測定等のデータ提供に協力すること

10. 助成金の支払い

- (1) 事業実施内容の効果・実績が記載された事業報告書を受理した後、申請どおりに事業が執行されたことを確認し、内容が適切であると認められた場合に助成金を支出する。
- (2) 助成対象事業が適正に執行されていないと認めた場合には助成金の減額又は取り止めを行うことができる。
- (3) 企画提案にあった送客目標人数を大きく下回る場合には、本事業委託者と当機構の協議により助成金を減額する場合がある。

11. その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容の不履行が生じた際は、助成の支給停止、または内容変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- (3) この指示書に定めのないものは、協議の上決定する。

12. 問い合わせ

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

TEL : 011-231-5881 FAX : 011-232-5064

伴 久 e-mail : h_ban@visithkd.or.jp

菊地具也 e-mail : to_kikuchi@visithkd.or.jp@visithkd.or.jp